

(案)

契約書

ちばアクアラインマラソン実行委員会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、別添の条項により、ちばアクアラインマラソン2024 仮設
トイレ等賃貸借に関する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
ちばアクアラインマラソン実行委員会
会長 熊谷俊人

乙

記載事項

契約期間、契約対象の仮設トイレ等の賃貸借に係る経費（以下「レンタル料」という。）
は、別記のとおりとする。

(総 則)

第1条 乙は、ちばアクアラインマラソン 2024 (以下「大会」という。)に使用する仮設トイレ、仮設洗面台 (以下「仮設トイレ等」という。)及びその他消耗品を提供し、甲は乙に対して仮設トイレ等のレンタル料を支払うものとする。

(数量等及び設置場所)

第2条 仮設トイレ等の数量及び仕様並びに設置場所は、別添仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和6年11月30日までとする。

(レンタル料金)

第4条 レンタル料金は、総額 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)、とする。

2 甲が大会の中止を決定した場合においては、本契約金額の範囲内で、実際に要した経費についてのみ甲が支払うものとする。支払い金額については、甲乙協議の上決定する。

(業務の報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは遅滞なく任意の業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は前項の規定による業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了した業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。

3 乙は、第2項の規定による検査の結果不合格となり、甲より補正を命ぜられたときは遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

(レンタル料金の支払)

第6条 乙は、大会終了後において甲の確認を受けて、レンタル料金を甲に対し請求する。

2 甲は、乙から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由によりレンタル料の支払を遅延した場合、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を加算して支払う。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

【免除しない場合】

- 第7条 乙は、契約保証金 円をこの契約と同時に甲に支払うものとする。
- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に返還する。
 - 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。
 - 4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(消耗品等の供給)

第9条 仮設トイレ等の使用に必要な消耗品等については、別記仕様書のとおりとし、乙の責任において供給する。

(仮設トイレ等の所有権)

- 第10条 仮設トイレ等の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。
- 2 甲は、仮設トイレ等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、仮設トイレ等の原状を変更するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、第2条に規定する設置場所を変更する場合は、予め乙に連絡し、乙の承認を得なければならない。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、甲が故意又は重過失によって仮設トイレ等に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。
- 2 乙の責に帰する原因による仮設トイレ等の故障、不足その他の理由により大会の運営に支障をきたす恐れがあると認められる場合、甲は乙に対し、代替の仮設トイレ等の設置、不足分の仮設トイレ等の手配その他の方法による対応を請求することができる。
 - 3 乙は、甲から前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

4 甲は第14条の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第15条に定める違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(機密の保持)

第13条 乙は、仮設トイレ等の設置撤去業務の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の変更)

第14条 甲は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合においてレンタル料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議により書面にてこれを定める。

(契約の解除等)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が指定した期間内に、乙が仮設トイレ等を設置し終えないとき。
- (2) 甲が乙の過怠により義務を履行することができないと認めたとき。
- (3) 甲が乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (6) 乙がこの契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(違約金)

第16条 前条の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、レンタル料の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

【契約保証金を免除しない場合】

2 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

(訴訟管轄)

第17条 本契約に関し訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(個人情報取扱特記事項)

第18条 個人情報の取扱いは、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(補 則)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。